

# 令和7年度 事業概要

愛知県知多福祉相談センター



# 目 次

## 第1 知多福祉相談センターの概要

1	管内の概要・管内地図	1
2	管内の人口	2
3	知多福祉相談センターの組織及び事務分掌	3

## 《地域福祉課》

## 第2 地域福祉課の事業

1	生活保護に関すること	
(1)	生活保護制度	4
(2)	年次別保護状況	4
(3)	町別保護状況	5
(4)	世帯類型別保護状況	5
(5)	生活保護費扶助別支出額	5
2	生活困窮者自立支援に関すること	6
3	高齢者福祉に関すること	
(1)	介護保険事業の実施状況	8
(2)	知多半島圏域保健医療福祉推進会議	10

4	障害者福祉に関すること	
(1)	愛知県知多障害保健福祉圏域会議	11
(2)	特別障害者手当等の支給状況	12
(3)	特別児童扶養手当の支給状況	13
(4)	在宅重度障害者手当の支給状況	15
(5)	心身障害者扶養共済制度への加入状況	16
5	民生委員・児童委員に関すること	17
6	児童福祉に関すること	
(1)	児童扶養手当の支給状況	18
(2)	遺児手当の支給状況	19
7	母子家庭等の福祉に関すること	
(1)	母子家庭等の自立支援事業	21
(2)	母子父子寡婦福祉資金貸付決定状況	21
(3)	母子生活支援施設への入所措置	21
(4)	母子家庭等自立支援給付金	22
8	知多福祉事務所家庭児童相談室に関すること	23
9	女性相談支援センター知多駐在室に関すること	24

## 《児童育成課》

### 第3 児童育成課の事業

1	児童相談センターの業務	.....	26
2	業務系統図	.....	26
3	相談の状況		
(1)	相談の分類	.....	27
(2)	年度別・区分別・地区別受付件数の推移	.....	28
(3)	相談種別・処理別の状況	.....	29
(4)	調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施	.....	30
(5)	－1 養護相談	.....	31
(5)	－2 虐待相談	.....	31
(6)	非行相談	.....	34
(7)	障害相談	.....	34



# 第1 知多福祉相談センターの概要

## 1 管内の概要・管内地図

知多福祉相談センターは、知多半島全域の5市5町を所管地域とし、その総人口は617,647人（令和6年10月1日現在）で全県人口の8.3%を占めている。

知多半島は愛知県西部に位置し、名古屋市の南に突き出した半島であり、西は伊勢湾、東は三河湾、南は伊良湖水道を通じて太平洋に面する自然豊かな環境である。

北中部には、名古屋南部及び衣浦西部の両臨海工業地帯があり、本県工業生産に高いウエイトを占め、今後も基幹産業地帯としての発展が期待されている。

また、従前から窯業、繊維、食品（とりわけ醸造）等の産業が盛んであり、南部地域は農漁業が主体だが、同時に恵まれた自然景観を利用した観光、レクリエーション地帯として県民の憩いの場となっている。

この地域の農業は、米、野菜、花き、果樹、畜産（とりわけ酪農）等高い生産性をあげており、漁業生産量は県内の約半分を占めている。

知多地域は、臨海工業地帯、愛知用水、知多半島道路、衣浦海底トンネル、名鉄知多新線等の完成開通により飛躍的発展をしてきた。

さらに港湾、道路交通網の整備、流域下水道事業、農業基盤整備事業、あいち健康の森の整備、第2東名・名神高速道路整備促進等が地域づくりに大きく貢献している。

常滑市の沖合には24時間運用が可能な中部国際空港があり、国際交流、国際物流の空の玄関として愛知県と世界各都市を結んでいる。また、日本初の国際空港直結型の国際会議・展示場である、愛知県国際展示場「Aichi Sky Expo」が整備されている。



## 2 管内の人口

(令和6年10月1日現在)

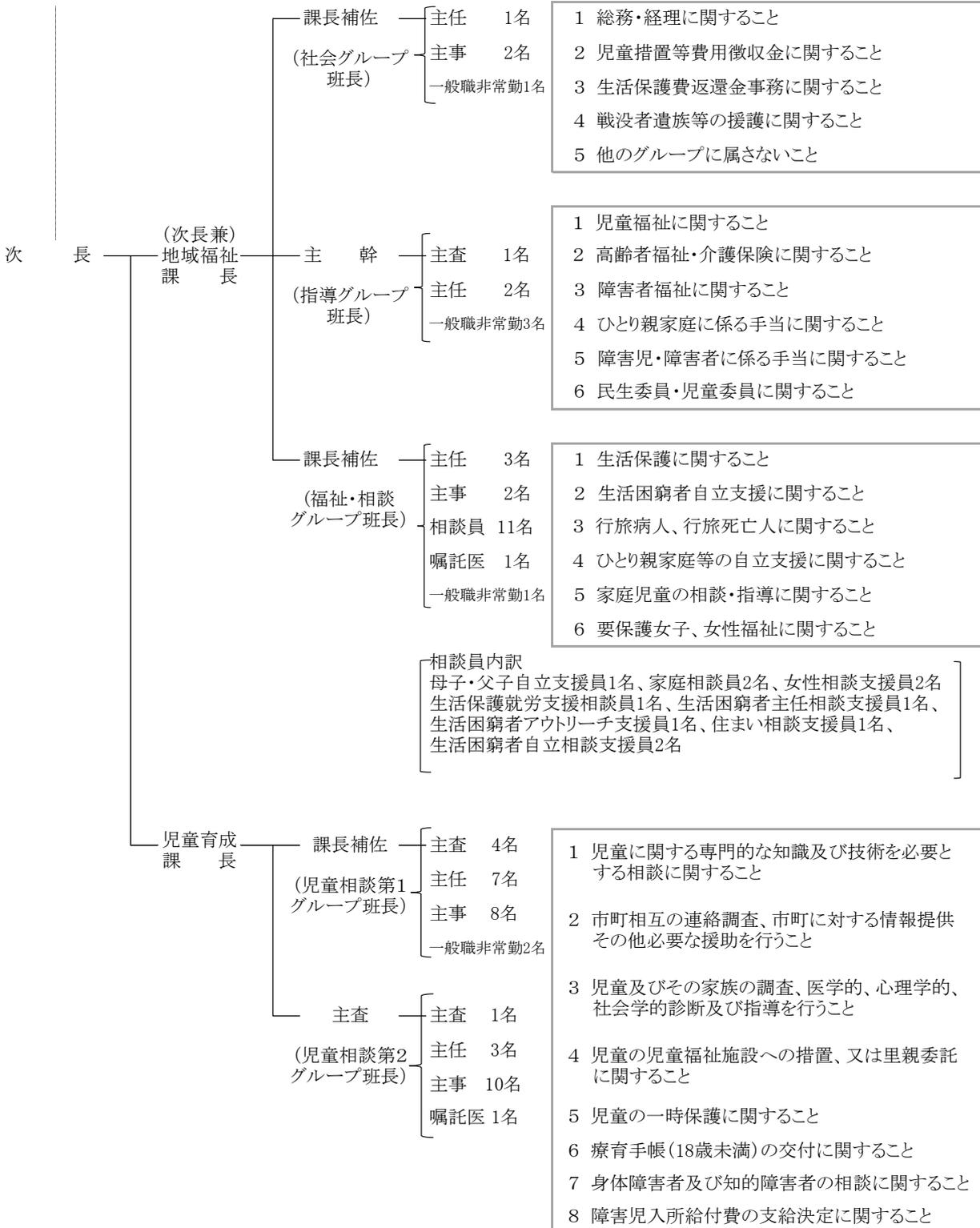
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	年 齢 3 区 分 人 口						
			0 ～ 14 歳		15 ～ 64 歳		65 歳 以上		
			実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	
半田市	50,180	114,686	13,838	12.1	71,471	62.3	29,377	25.6	
常滑市	25,733	58,232	7,664	13.2	35,638	61.2	14,930	25.6	
東海市	50,081	112,267	15,302	13.6	70,988	63.2	25,977	23.1	
大府市	39,486	93,178	13,642	14.6	59,111	63.4	20,425	21.9	
知多市	35,059	82,137	9,762	11.9	48,567	59.1	23,808	29.0	
阿久比町	10,421	27,862	4,494	16.1	15,725	56.4	7,643	27.4	
東浦町	20,253	49,478	6,514	13.2	29,872	60.4	13,092	26.5	
南知多町	6,533	15,047	1,167	7.8	7,608	50.6	6,272	41.7	
美浜町	9,769	21,431	1,875	8.7	12,625	58.9	6,931	32.3	
武豊町	18,787	43,329	5,574	12.9	26,691	61.6	11,064	25.5	
管内	市部	200,539	460,500	60,208	13.1	285,775	62.1	114,517	24.9
	郡部	65,763	157,147	19,624	12.5	92,521	58.9	45,002	28.6
	計	266,302	617,647	79,832	12.9	378,296	61.2	159,519	25.8
愛知県	3,368,627	7,465,250	907,969	12.2	4,629,089	62.0	1,928,192	25.8	

- (注) 1 令和6年10月1日現在のデータ。  
 2 出典: 統計課「愛知県人口動向調査」  
 3 「人口」と「年齢3区分人口の合計」が一致しないのは、年齢不詳があるため。

### 3 知多福祉相談センターの組織及び事務分掌

センター長

(令和7年度)



## 第2 地域福祉課の事業

### 1 生活保護に関すること（所管区域：町）

#### (1) 生活保護制度

生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、社会保障の基盤としての役割を果たすもので、生活に困窮するすべての人が健康で文化的な生活が営めるよう、経済的援助を行うとともに、その自立助長を図ることを目的とする。

#### ア 生活保護の内容

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類  
イ 負担割合

国 3/4 県又は市 1/4

#### ウ 管内の状況

管内における保護率は、平成16年3月までの間は1%台で推移したが、平成16年度途中で2%を超え、平成22年度途中から3%を超えた。その後は3.30%台で推移していたが、平成29年以降微減傾向となり、平成31年～令和2年にかけては2%台まで下がり、その後、令和3年3月が3.03%、令和5年3月が2.88%、令和7年3月が3.03%となり、3%前後で推移している。

生活保護受給の主な要因としては、高齢化や傷病、障害に伴う収入や預貯金の減少等と、不安定雇用に起因する失業等が考えられる。

世帯類型別では高齢者世帯が全体の56.2%で、全国平均の55.4%を上回っている。

令和7年3月の管内町別では、南知多町(4.98%)が高い保護率を示している反面、阿久比町(1.57%)は低い保護率となっている。

#### (2) 年次別保護状況

年月	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (%)	生活扶助人員	医療扶助人員					被保護人員のうち医療扶助人員の占める割合 B/A (%)	医療扶助人員のうち入院人員の占める割合 C/B (%)
	実数 (世帯)	実数 (人) A		実数 (人)	総数 (人) B	入院(人)			入院外 (人)		
						計 C	精神	その他			
H23.3	378	504	3.08	436	368	41	31	10	327	73.0	11.1
H24.3	394	490	3.00	407	427	92	34	58	335	87.1	21.5
H25.3	409	505	3.09	419	420	60	29	31	360	83.2	14.3
H26.3	442	537	3.29	425	452	63	28	35	389	84.2	13.9
H27.3	438	543	3.32	438	478	69	38	31	409	88.0	14.4
H28.3	443	548	3.35	462	500	67	28	39	433	91.2	13.4
H29.3	442	537	3.32	459	461	65	33	32	396	85.8	14.1
H30.3	399	471	3.13	397	411	50	25	25	361	87.3	12.2
H31.3	413	483	2.93	407	433	45	28	17	388	89.6	10.4
R2.3	416	468	2.98	379	397	35	19	16	362	84.8	8.8
R3.3	424	484	3.03	413	397	33	16	17	362	82.0	8.3
R4.3	429	485	3.04	421	396	37	17	20	359	81.6	9.3
R5.3	411	458	2.88	391	394	36	17	19	358	86.0	9.1
R6.3	412	460	2.91	399	403	38	20	18	365	87.6	9.4
R7.3	434	492	3.03	408	370	44	23	21	351	75.2	11.9

(3) 町別保護状況

(令和7年3月月報)(単位:世帯、人、%)

区 分	保護を受けている者		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助			生業扶助		保護率
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	入院		世帯	人員		
											入院	入院外				
阿久比町	44	46	28	28	23	24	0	0	12	13	38	4	34	0	0	1.57
東浦町	124	140	105	119	103	116	3	3	31	32	106	18	98	0	0	2.70
南知多町	70	85	55	69	45	50	2	4	20	20	62	9	61	3	3	4.98
美浜町	86	91	76	80	65	70	0	0	21	21	77	6	75	0	0	4.05
武豊町	110	130	94	112	94	112	1	3	23	23	97	7	102	0	0	3.15
合 計	434	492	358	408	330	372	6	10	107	109	380	44	370	3	3	3.03

(4) 世帯類型別保護状況

(令和7年3月月報)(単位:世帯)

区 分	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	計
阿久比町	30	0	5	7	2	44
東浦町	59	5	31	10	19	124
南知多町	41	2	13	6	8	70
美浜町	49	0	17	10	10	86
武豊町	65	0	14	10	21	110
合 計	244	7	80	43	60	434

(5) 生活保護費扶助別支出額

令和6年度(単位:円、%)

区 分	支 出 額	構成比率	
保 護 費	生活扶助	224,835,957	62.35
	住宅扶助	115,640,857	32.07
	教育扶助	653,552	0.18
	介護扶助	110,956	0.03
	医療扶助	2,242,791	0.62
	出産扶助	261,000	0.07
	生業扶助	137,800	0.04
	葬祭扶助	4,463,612	1.24
	小 計	348,346,525	96.60
就労自立給付金	30,088	0.01	
進学準備給付金	0	0.00	
保護施設事務費 及び委託事務費	12,241,000	3.39	
合 計	360,617,613	100.00	

<参考>

[保護の基準]

令和6年度の標準3人世帯の生活扶助基準は次のとおりである。(児童養育加算及び冬季加算を除く。)

標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)

(単位:円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度伸率
3級地-1	126,450	126,450	130,800	130,800	139,090	139,090	100.00

## 2 生活困窮者自立支援に関すること（所管区域：町）

### (1) 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく制度で、平成27年4月1日に施行された。

本制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充し、生活保護制度と合わせて重層的なセーフティネットを構築するものである。

生活に困窮する人に対して、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことにより、課題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る。生活保護制度の受給を制限するものではなく、生活保護が必要な人には適切につなぐなど、最後のセーフティネットである生活保護制度との両輪として機能している。

#### ○ 職員体制

主任相談支援員1名、自立相談支援員2名、アウトリーチ支援員1名、住まい相談支援員1名

### (2) 生活困窮者に対する事業の内容及び実施状況

#### ア 生活困窮者自立相談支援事業

##### (ア) 必須事業

##### a 自立相談支援事業

就労その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、自立支援のための計画作成を行う。

#### ○ 相談件数等

令和6年度

相談件数		うち プラン 作成数	支援メニュー別件数								支援結果	
新規受付	延面接数		住居確保給付金		一時生 活支援 事業	就労準 備支援 事業	家計改 善支援 事業	HW促 進事業	フードパ ンク活用 支援事 業	法律 相談 支援	就職	増収
		相談	申請									
147件	1,865件	66件	137件	22件	6件	10件	38件	39件	18件	21件	50件	7件

##### b 住居確保給付金

就職に向けた活動を要件に、離職により住居を失った又は失うおそれのある者に対し、家賃相当の住居確保給付金を有期で支給する。

令和7年度から住居確保給付金の支給対象の範囲が拡大され、家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう転居費用補助が創設された。

#### ○ 決定件数等(家賃補助) 令和6年度

決定世帯数	支給額
13世帯	1,934,600円

## (イ)任意事業

### a就労準備支援事業

生活困窮者、生活保護受給者等に対し、就労意欲喚起のための動機づけ、一般就労に向けた基礎能力の形成など、必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する。

### b一時生活支援事業

住居のない生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所の提供等を行う。本事業は、自立相談支援事業と併せ、本人の状況に応じて就労支援や居住支援等を実施するなど、退去後に安定した生活営めるよう支援することを目的とする。

#### ○ 支援対象者数等 令和6年度

支援対象者	執行額
6人	468,080円

### c家計改善支援事業

生活困窮者、生活保護受給者等であって、家計収支の均衡がとれていない等、家計に課題を抱える者とともに家計の状況を明らかにし、家計の改善をともに考え、主体的に家計を管理する意欲を高めることにより、生活が早期に再生されることを目的としている。

### d子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子ども(小学生・中学生・高校生)を対象に、将来の進路選択の幅を広げるとともに自立した生活を送れるよう、基礎学力の定着を目的としている。併せて大学等受験料及び模擬試験受験料を支給することにより、子どもの進学に向けたチャレンジを支援する。

#### ○ 参加人数 令和6年度

阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	計
8人	10人	6人	9人	7人	40人

### e地域居住支援事業

生活困窮者、生活保護受給者等であって、現在の住居を失うおそれのある者や地域社会から孤立している者等に対し、一定期間にわたり住居確保に関する支援、訪問による相談および見守り支援等、日常生活を営むのに必要な支援を行う。

## イ 認定就労訓練事業

県内で登録している認定就労訓練事業所と連携し、適切な配慮の下、雇用型・非雇用型の就労機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要訓練を実施する。

## ウ アウトリーチ支援員の配置

就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者に対し、個々人の状況に合わせた、より丁寧な支援を行うため、アウトリーチ支援員を配置し、必要な人に支援が届けられるよう相談体制の充実を図る。

町村プラットフォームを活用した支援ネットワークの連携強化や、地域の関係機関との情報共有の強化を行い、支援の必要な者とのつながりを確保し同行相談等を実施する。

## エ 住まい相談支援員の配置

生活困窮者の住まいの安定確保を図るため、住まい相談支援員を設置し、住まいに課題がある者の相談を包括的に受け止め、支援の方向性の調整や必要な情報提供を行う。また、住宅関係機関や福祉関係機関等からの相談対応および連携、社会資源の開拓・情報収集を行う。

### 3 高齢者福祉に関すること（所管区域：市町等(保険者)）

県では、令和6年3月に総合的な高齢者の福祉保健医療の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」を一体とした「第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定し、同計画に基づいて取組みを進めている。

#### (1) 介護保険事業の実施状況

当センターでは、同計画に定める11の老人福祉圏域のうち知多半島圏域の2市4町及び知多北部広域連合を所管しており、保険者指導を実施している。

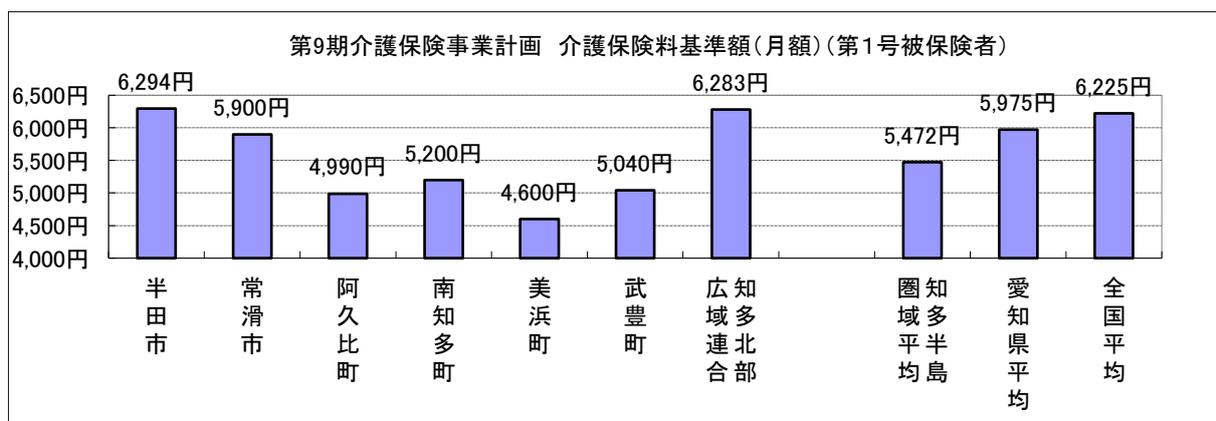
##### ア 介護保険料基準額(月額)(第1号被保険者)

市町等名	第9期 介護保険事業計画 (A)	第8期 介護保険事業計画 (B)	伸び率 (A/B)
半田市	6,294円	5,600円	+12.4%
常滑市	5,900円	5,600円	+5.4%
阿久比町	4,990円	4,780円	+4.4%
南知多町	5,200円	5,000円	+4.0%
美浜町	4,600円	5,100円	-9.8%
武豊町	5,040円	4,960円	+1.6%
知多北部 広域連合	6,283円	5,533円	+13.6%
知多半島 圏域平均	5,472円	5,225円	+4.7%
愛知県平均	5,975円	5,732円	+4.2%
全国平均	6,225円	6,014円	+3.5%

※ 第9期介護保険事業計画：令和6～8年度(令和6年度)

第8期介護保険事業計画：令和3～5年度

※ 知多北部広域連合：東海市、大府市、知多市及び東浦町より構成



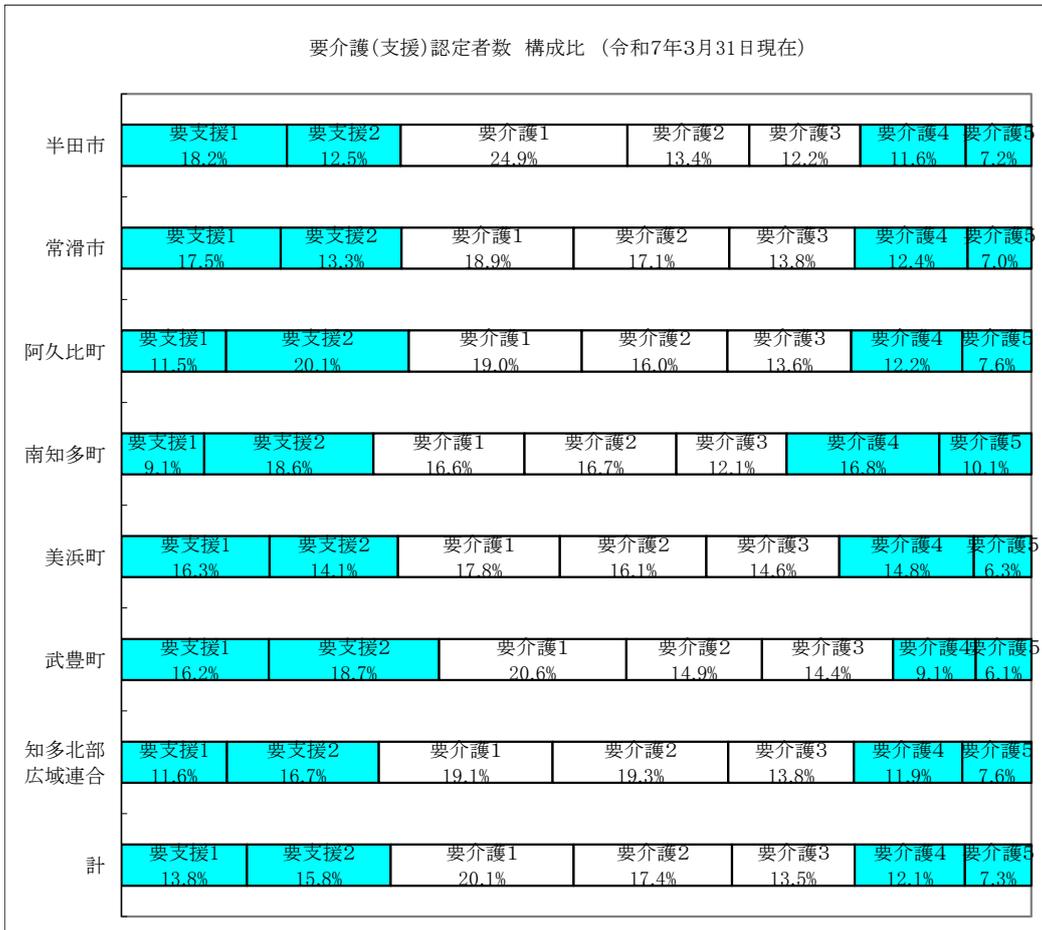
**イ 被保険者数** (令和7年3月31日現在)(単位:人)

市町等名	第1号 被保険者	第2号 被保険者	計
半田市	29,555人	40,822人	70,377人
常滑市	15,149人	19,826人	34,975人
阿久比町	7,497人	9,463人	16,960人
南知多町	6,395人	4,831人	11,226人
美浜町	6,912人	7,047人	13,959人
武豊町	10,912人	14,726人	25,638人
知多北部 広域連合	82,847人	115,060人	197,907人
計	159,267人	211,775人	371,042人

※ 第1号被保険者 : 65歳以上の者  
 第2号被保険者 : 40~64歳までの医療保険加入者(住民基本台帳上の人口で整理)

**ウ 要介護(支援)認定者数** (令和7年3月31日現在)(単位:人)

市町等名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
半田市	968人	664人	1,320人	712人	646人	615人	386人	5,311人
常滑市	514人	391人	557人	503人	405人	364人	209人	2,943人
阿久比町	136人	238人	224人	189人	161人	144人	90人	1,182人
南知多町	94人	192人	171人	172人	125人	173人	104人	1,031人
美浜町	186人	160人	202人	183人	166人	168人	73人	1,138人
武豊町	270人	312人	343人	249人	241人	152人	101人	1,668人
知多北部 広域連合	1,824人	2,623人	2,999人	3,025人	2,169人	1,875人	1,176人	15,691人
計	3,992人	4,580人	5,816人	5,033人	3,913人	3,491人	2,139人	28,964人
構成比	13.8%	15.8%	20.1%	17.4%	13.5%	12.1%	7.3%	100.0%



## (2) 知多半島圏域保健医療福祉推進会議

### ア 開催根拠

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領

(平成14年4月1日付け14医福第57号健康福祉部長通知。最終改正:令和4年4月1日)

### イ 目的

保健・医療・福祉に関する施策について、その円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより保健・医療・福祉の連携を図ることを目的とする。

### ウ 所掌事務

- (ア) 地域保健対策の総合的な推進及び保健所の運営に関すること。
- (イ) 愛知県地域保健医療計画の推進に関すること(病床整備計画に関するものを除く)。
- (ウ) あいち福祉保健医療ビジョンの推進に関すること。
- (エ) その他圏域における保健・医療・福祉の連携に関すること。

### エ 会議

会議は基幹的保健所等の長(半田保健所長)が、次に掲げる者の中から議題の内容に応じ必要と認める者を招集することにより開催する。

市町村の代表、地域保健法に基づき市に設置された保健所の代表、地区医師会の代表、地区歯科医師会の代表、地区薬剤剤会の代表、病院協会代表、地区社会福祉協議会の代表、民生児童委員代表、社会福祉施設代表、学校保健関係者代表、職域保健関係者代表、食品衛生協会の代表、女性団体代表、警察関係代表、食生活改善協議会の代表、学識経験者、NPO・ボランティア団体代表、その他基幹的保健所等の長が適当と認める者。

### オ 事務局

会議の事務局は、以下に掲げる機関から成るものとし、基幹的保健所等の長(半田保健所長)を事務局長とする。

半田保健所、知多保健所、知多福祉相談センター

### カ 開催状況(令和6年度)

#### 第1回

開催方法	書面開催
報告事項	なし
議事事項	・介護保険施設等の整備承認について

#### 第2回

日時	令和7年2月6日(木) 午後1時から午後1時45分まで
場所	半田市医師会健康管理センター
報告事項	・愛知県地域保健医療計画に記載されている医療機関名の更新について ・愛知県がん診療拠点病院の指定等について
議事事項	・地域医療支援病院の承認について ・救急救命センター・災害拠点病院・周産期母子医療センターの指定等について

## 4 障害者福祉に関すること

県では、令和3年3月に障害がある人が地域で安心して暮らせるための総合計画として、「愛知県障害者計画」と、「愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画」を一体化した「あいち障害者福祉プラン2021-2026」（計画期間：令和3年度～令和8年度）を策定し、同計画に基づいて取組みを進めている。

なお、障害福祉サービス等の提供体制の確保について定める「第7期愛知県障害福祉計画」及び「第3期愛知県障害児福祉計画」に該当する部分は計画期間を3年間としているため、令和6年3月に改定した。

### (1) 愛知県知多障害保健福祉圏域会議

#### ア 設置根拠

愛知県知多障害保健福祉圏域会議設置要綱

(平成20年6月30日付け20知福第363号。最終改正：平成30年4月1日)

#### イ 目的

知多障害保健福祉圏域における障害者等の相談支援体制等に関する課題や情報の共有、課題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証と策定支援を行うことを目的とする。

#### ウ 検討事項

- (ア) 地域の相談支援体制に関すること。
- (イ) 市町村自立支援協議会の運営に関すること。
- (ウ) 障害福祉計画における圏域の障害福祉サービス見込量に対する利用実績及び基盤整備状況に関すること。
- (エ) 地域のネットワーク構築に関すること。
- (オ) 困難事例への対応に関すること。
- (カ) 地域における専門的支援(障害児支援、権利擁護、就労支援、地域生活移行・定着支援など)に関すること。
- (キ) 圏域内の市町村を通ずる広域的な課題に関すること。
- (ク) その他圏域会議の目的を達成するために必要な事項。

#### エ 組織

愛知県知多福祉相談センター長が、以下に掲げる者の中から検討事項の内容に応じ必要と認める者を招集する。

市町障害保健福祉担当職員、相談支援従事職員(相談支援専門員)、障害児等療育支援事業所職員、就業・生活支援センター職員、障害福祉サービス事業所職員、知多地域成年後見センター職員、知多圏域を担当する地域アドバイザー業務従事者、学識経験者、精神科病院従事職員、知多圏域保健所職員、知多福祉相談センター地域福祉課職員

#### オ 開催状況(令和6年度)

##### 第1回

日 時	令和6年5月13日(月) 14:00～16:00
場 所	瀧上工業雁宿ホール(半田市福祉文化会館) 視聴覚室
議 題	・精神保健福祉部会について ・子ども部会について ・後見業務に関する実績について ・各市町からの報告 ・ケース検討について ・まとめ

##### 第2回

日 時	令和7年3月5日(水) 14:00～16:25
場 所	オンライン会議(事務局:瀧上工業雁宿ホール(半田市福祉文化会館)内)
議 題	・精神保健福祉部会について ・子ども部会について ・後見業務に関する実績について ・各市町からの報告 ・ケース検討について ・まとめ

#### カ その他

知多障害保健福祉圏域会議では専門部会的な位置づけで目的を特化した精神保健福祉意見交換会を開催してきたが、平成29年度から正式に設置要領に基づいた精神保健福祉部会を立ち上げ、精神障害者の地域移行・地域定着の推進に向けた支援の検討、職員の研修等を実施している(年2～4回程度)。

また、平成30年度から子ども部会を立ち上げ、障害児及び医療的ケア児の支援等について検討している(年2回程度)。

## (2) 特別障害者手当等の支給状況(所管区域：町)

### ア 目的

在宅で常時介護を必要とする重度の障害者に手当を支給し、経済的負担の軽減を図る。  
(事業開始 昭和61年度)

### イ 支給要件等

区 分		手当月額(単位:円)		
		国手当	県手当	計
特別障害者手当	20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の者	29,590	A種 6,850 B種 1,050 C種 加算なし	A種 36,440 B種 30,640 C種 29,590
障害児福祉手当	20歳未満で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の者	16,100	A種 6,900 B種 1,150 C種 加算なし	A種 23,000 B種 17,250 C種 16,100
(経過的)福祉手当	20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受給していない在宅の者(障害程度は障害児福祉手当と同じ)	16,100	A種 6,900 B種 1,150 C種 加算なし	A種 23,000 B種 17,250 C種 16,100

上記の国の手当受給者のうち、A種又はB種に該当する者に対して、県の手当を加算して支給する。  
A種……身体障害1～2級の障害を有し、かつ療育手帳IQ35以下の方  
B種……身体障害1～2級の障害を有する方、又は療育手帳IQ35以下の方  
C種……上記A種、B種に該当しないが国の認定基準を満たす方

### ウ 所得制限

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者及び扶養義務者等の前年の所得(1月から7月までの手当については前々年の所得)が次の額を超えるときは、その年度(8月から翌年の7月まで)は、手当の全部を支給停止する。

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者 令和7年7月まで	円 3,604,000	円 3,984,000	円 4,364,000	円 4,744,000	1人増すごとに 380,000円加算
受給資格者 令和7年8月から	円 3,661,000	円 4,041,000	円 4,421,000	円 4,801,000	1人増すごとに 380,000円加算
配偶者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	” 213,000円加算
扶養義務者					

### エ 支給時期

年4回(5月、8月、11月、2月)

【 特 別 障 害 者 手 当 等 受 給 状 況 】

令和7年3月31日現在(単位:人)

区 分		手 当 受 給 資 格 者 数					
		阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合 計
特別障害者 手 当	A種	3 (1)	11	2	3	5	24 (1)
	B種	23	35 (2)	19	13 (1)	27 (1)	117 (4)
	C種	2	2	0	0	2	6
	小計	28 (1)	48 (2)	21	16 (1)	34 (1)	147 (5)
障害児福祉 手 当	A種	1	11 (2)	1	0	7	20 (2)
	B種	6 (2)	18 (1)	2 (1)	2	13	41 (4)
	C種	0	0	0	0	0	0
	小計	7 (2)	29 (3)	3 (1)	2	20	61 (6)
経過的福祉 手 当	A種	0	0	0	0	0	0
	B種	1	0	1	2	2	6
	C種	0	0	0	0	0	0
	小計	1	0	1	2	2	6
合 計		36 (3)	77 (5)	25 (1)	20 (1)	56 (1)	214 (11)

(注) ( )内は支給停止者、別掲

(3) 特別児童扶養手当の支給状況(所管区域 : 市町)

ア 目 的

精神又は身体に障害のある児童(20歳未満)を監護又は養育している者に手当を支給し、経済的負担の軽減を図る。(事業開始 昭和39年度)

イ 支給要件等

区 分		手当月額
1級該当児	IQ35以下(療育手帳A(愛護手帳1・2度))程度 又は身体障害者手帳1・2級程度の方	56,800円
2級該当児	IQ50以下(療育手帳B(愛護手帳3度))程度 又は身体障害者手帳3・4(一部)級程度の方	37,830円

ウ 所得制限

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者及び扶養義務者等の前年の所得(1月から7月までの手当については前々年の所得)が次の額を超えるときは、その年度(8月から翌年の7月まで)は、手当の全部を支給停止する。

令和7年4月1日現在

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人 以 上
受給資格者	円 4,596,000	円 4,976,000	円 5,356,000	円 5,736,000	1人増すごとに 380,000円加算
扶養義務者 等	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	1人増すごとに 213,000円加算

※平成14年8月改正時から変更なし。

エ 支給時期

年3回(4月、8月、11月)

【特別児童扶養手当受給状況】

令和7年3月31日現在(単位:人)

区分	受給者数	級別	支給対象児童数	支給停止者数
半田市	238	1級	118	16
		2級	134	18
		計	252	34
常滑市	111	1級	54	8
		2級	65	14
		計	119	22
東海市	222	1級	100	34
		2級	130	25
		計	230	59
大府市	163	1級	71	26
		2級	103	32
		計	174	58
知多市	138	1級	70	15
		2級	77	13
		計	147	28
阿久比町	46	1級	20	6
		2級	27	4
		計	47	10
東浦町	100	1級	53	9
		2級	56	13
		計	109	22
南知多町	22	1級	11	2
		2級	14	0
		計	25	2
美浜町	38	1級	7	1
		2級	36	4
		計	43	5
武豊町	80	1級	34	3
		2級	52	9
		計	86	12
計	1,158	1級	538	120
		2級	694	132
		計	1,232	252

**(4) 在宅重度障害者手当の支給状況(所管区域：市町)**

**ア 目的**

在宅の重度障害者に、重度の障害ゆえに生ずる負担軽減の一助となるよう県単独で手当を支給し、経済的負担の軽減を増進を図る。((2)の国の手当の受給者を除く)(事業開始 昭和45年度)

**イ 支給要件等**

障 害 の 区 分		手 当 月 額
1種重度障害者	・1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつIQが35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	15,500円
2種重度障害者 (65歳以上になってから新たに障害者となった者を除く)	・1級又は2級の身体障害者手帳を有する者 ・IQが35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 ・3級の身体障害者手帳を有し、かつIQが50以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	6,750円

**ウ 所得制限**

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者及び扶養義務者等の前年の所得(1月から7月までの手当については前々年の所得)が次の額以上のときは、その年度(8月から翌年の7月まで)は、手当の全部を支給しない。

受給資格者	3,604,000円	(令和7年7月支給分まで)
	3,661,000円	(令和7年8月支給分から)
配偶者・扶養義務者	6,287,000円	

**エ 支給時期**

年3回(4月、8月、12月)

**【 在 宅 重 度 障 害 者 手 当 受 給 状 況 】**

(令和7年4月16日現在)(単位:人)

区 分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合 計
1種重度障害者	15 (2)	1 (0)	7 (1)	7 (2)	5 (1)	2 (0)	8 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	52 (7)
2種重度障害者	975 (37)	434 (13)	845 (56)	666 (66)	647 (29)	197 (12)	444 (24)	150 (4)	170 (2)	369 (18)	4,897 (261)
合計	990 (39)	435 (13)	852 (57)	673 (68)	652 (30)	199 (12)	452 (25)	150 (4)	170 (2)	376 (18)	4,949 (268)

(注) ( )内は支給停止者、内数

## (5) 心身障害者扶養共済制度への加入状況(所管区域 : 市町)

### ア 目的

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度。  
(事業開始 昭和45年度)

### イ 掛金・支給額等

掛 金	1口当たり月9,300円～23,300円(加入時の年齢により異なる) 2口まで加入できる。
給付金	・年金(保護者が死亡した場合等に支給) 1口当たり月額20,000円 ・弔慰金(障害者が死亡した場合に支給) 1口当たり30,000円～250,000円 (加入期間により異なる)

### ウ 加入者数・受給者数の状況

(令和7年4月1日現在)(単位:人)

市 町	加入者数※	受給者数
半田市	35	54
常滑市	23	36
東海市	35	50
大府市	25	36
知多市	25	41
阿久比町	11	18
東浦町	24	36
南知多町	5	8
美浜町	8	12
武豊町	15	28
合計	206	319

※1人の加入者(保護者)が複数の障害のある方に対して加入している場合は、それぞれ1人として計算

## 5 民生委員・児童委員に関すること

民生委員は、社会福祉関係法に関する協力機関であると同時に社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を必要とする者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように生活に関する助言その他の援助を行っている。

また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねており、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力業務など広範囲の任務を担っている。児童委員活動のさらなる推進を図るため、主任児童委員制度が平成6年1月1日に創設された。

なお、現在の任期は、令和4年12月1日から3年間である。

### 配置状況(所管区域：市町)

令和7年4月1日現在

市名	定数(人)	協議会数	町名	定数(人)	協議会数
半田市	167(17)	8	阿久比町	44(3)	1
常滑市	94(8)	4	東浦町	74(7)	1
東海市	143(12)	1	南知多町	51(3)	1
大府市	148(16)	10	美浜町	45(2)	1
知多市	120(11)	6	武豊町	48(3)	1
市計	672(64)	29	町計	262(18)	5
			合計	934(82)	34

(注) ( ) 内の数字は主任児童委員数の内数を示したもの

## 6 児童福祉に関すること

### (1) 児童扶養手当の支給状況(所管区域：町)

#### ア 目的

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し児童の福祉の増進を図る。(事業開始 昭和36年度)

#### イ 支給要件

次のいずれかに該当する18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童又は20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を監護又は養育している者。

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父又は母が死亡した児童
- (ウ) 父又は母が政令で定める程度の障害を有する児童
- (エ) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (オ) 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- (カ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 婚姻によらないで生まれた児童
- (ケ) 上記に準ずる児童

#### ウ 所得制限

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者本人及び扶養義務者等の前年の所得(1月から10月までの手当については前々年の所得)が次の額以上のときは、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部又は一部を支給しない。

令和7年4月1日現在

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	全部支給	円 690,000	円 1,070,000	円 1,450,000	円 1,830,000	1人増すごとに 380,000円加算
	一部支給	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	〃 380,000円加算
扶養義務者等		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	〃 380,000円加算

#### エ 手当額

区分	令和7年度額	
	全部支給者	一部支給停止者
児童1人の場合	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人以上の場合 (児童1人増すごとの加算額)	11,030円	11,020円～5,520円

(注)受給資格者が父又は母である場合、手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過したときは、経過した日の属する月の翌月以降に支給すべき手当の額に2分の1を乗じて得た額に減額される。

#### オ 支給時期

年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)

## 【 児 童 扶 養 手 当 受 給 状 況 】

＜受給資格者別＞

令和7年3月31日現在（単位：人）

		阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合計
受給者数	全部支給	63	147	54	51	135	450
	一部支給停止	53	95	20	37	106	311
	小計(A)	116	242	74	88	241	761
	支給対象児童数						1,199
全部支給停止(B)		23	33	5	16	48	125
合計(A+B)		139	275	79	104	289	886

＜支給要件別＞

令和7年3月31日現在（単位：人）

生別		死別	未婚	障害者	遺棄	その他	合計
離婚	その他						
637	0	1	84	9	2	28	761

（注） 全部支給停止者を除く。

## (2) 遺児手当の支給状況(所管区域：市町)

### ア 目 的

両親又は片親がいない状態若しくは重度の障害等の状態にある家庭の児童を監護又は養育している者に手当を支給し、児童の健全育成と福祉の増進を図る。(事業開始 昭和45年度)

### イ 支給要件

県内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を監護又は養育している者。

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父又は母が死亡した児童
- (ウ) 父又は母が規則で定める程度の障害を有する児童
- (エ) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (オ) 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- (カ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 婚姻によらないで生まれた児童
- (ケ) 上記に準ずる児童(知事の定めるもの)

## ウ 所得制限

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者本人及び扶養義務者等の前年の所得(1月から10月までの手当については前々年の所得)が次の額以上のときは、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部を支給しない。

令和7年4月1日現在

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	円 2,080,000	円 2,460,000	円 2,840,000	円 3,220,000	1人増すごとに 380,000円加算
扶養義務者等	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	〃 380,000円加算

## エ 支給期間及び支給額(児童1人月額)

支給開始 1～3年目	4,350円
4～5年目	2,175円
6年目以降	0円

## オ 支給時期

年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)

## 【愛知県遺児手当受給状況】

<受給者区分別>

令和7年3月31日現在(単位:人)

区分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合計
受給資格者数	345	136	310	189	204	54	131	32	45	133	1,579
遺児数	580	222	513	306	321	90	203	55	81	215	2,586

(注) 支給停止者を含む。

<支給要件別>

令和7年3月31日現在(単位:人)

区分	離婚	死亡(事故)	死亡(他)	障害	行方不明	遺棄	拘禁	未婚	その他	重複	合計
受給資格者数	1,389	0	8	4	0	3	2	140	4	29	1,579
遺児数	2,310	0	14	9	0	5	6	156	5	81	2,586

(注) 1 支給停止者を含む。

2 「死亡(事故)」は交通事故、それ以外はすべて「死亡(他)」。

## 7 母子家庭等の福祉に関すること

### (1) 母子家庭等の自立支援事業

母子及び寡婦福祉法(昭和36年法律第129号)に基づき、経済的に不安定な立場にある母子家庭や寡婦の生活の安定と向上を図るため、経済的支援を中心とした福祉推進を図ってきたが、法改正に伴い、平成15年度から母子相談員に替えて、母子自立支援員を設置し、総合的な母子家庭等の福祉の推進に寄与している。

さらに、次世代育成支援対策の推進・強化、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実等の措置が講じられ、平成26年4月から法改正により法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、同10月から父子家庭も支援対象とし、支援員の名称も「母子・父子自立支援員」となった。

#### [母子家庭等に対する相談支援体制]

母子・父子自立支援員:母子家庭等の就労、生活、子育て及び自立に必要な事項について、相談・指導を行い母子家庭等の自立の促進を図る。  
配置人員 1名(所管区域 : 町)

### (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付決定状況(所管区域 : 市町)

母子家庭・父子家庭や寡婦の生活の安定と向上を図るため、生活に必要な各種資金の貸付けを行っている。(事業開始 母子 昭和28年度、寡婦 昭和44年度、父子 平成26年度)

令和6年度

市町名	修学資金		住宅資金		技能習得資金		転宅資金		就学支度資金		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		円		円		円		円		円		円
半田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
常滑市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知多市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿久比町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南知多町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
武豊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### (3) 母子生活支援施設への入所措置(所管区域 : 町)

保護を必要とする配偶者のない女子及びその者の監護すべき児童を必要に応じて入所させ保護し、自立の促進のためにその生活を支援する。

なお、令和7年3月末現在、当管内においての入所措置はない。

#### (4) 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母または父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。)に対し、就職に役立つ技能や資格の取得のための講座の受講及び各種学校の養成機関で修業する場合に給付金を支給し、母子家庭の母等の就業の促進を図る。(事業開始 平成16年1月)

##### ア 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母等が、事前に指定を受けた講座を受講後、自立支援教育訓練給付金を支給する。

(ア) 対象講座及び支給額

①雇用保険における、一般教育訓練給付の指定講座及び特定一般教育訓練給付の指定講座・・・入学金、受講料の60%(上限20万円)

②雇用保険における、専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目指す講座に限る)・・・入学金、受講料の60%(上限、修学年数×40万円、最大160万円)その後、1年以内に資格を取得し、就職等した場合は、改めて入学金、受講料の85%(上限、修学年数×60万円、最大240万円)

※雇用保険の教育訓練給付制度による給付金を受給できる方は、上記の金額から雇用保険からの給付金額を差し引いた額を支給

※支給額が1万2千円を超えない場合は支給なし

(イ) 支給状況

区 分	支給人員(人)	支給金額(円)
令和6年度	1	400,000

##### イ 高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のために6月以上(養成機関で修業した場合、高等職業訓練促進給付金を支給する。

また、修業期間終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給する。

(ア) 対象資格(※) : 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格 等

(イ) 支給期間 : 修業期間の全期間(上限48月)

※対象資格によっては、4年制の養成機関へ修学する場合でも、4年間の支給が認められない場合がある。

(ウ) 支給額 (単位:円)

区 分	高等職業訓練促進給付金		高等職業訓練修了支援給付金
	給付月額	修学期間の最後の12か月	
市町村民税非課税	100,000	140,000	50,000
市町村民税課税	70,500	110,500	25,000

(エ) 支給状況

区 分	高等職業訓練促進給付金		高等職業訓練修了支援給付金	
	支給人員(人)	支給金額(円)	支給人員(人)	支給金額(円)
令和6年度	4	4,460,000	2	100,000

## 8 知多福祉事務所家庭児童相談室に関すること(所管区域：町)

### (1) 設置の趣旨

家庭における児童養育上の諸問題について専門的相談指導を行い、家庭児童福祉の向上を図る。  
(家庭児童相談室設置要綱)

### (2) 分掌事務の主な事項

- ・ 家庭の児童養育についての相談に関すること
- ・ 要保護家庭の訪問指導に関すること
- ・ 家庭児童問題の実態調査に関すること

### (3) 職員

室長（次長兼務）、室長補佐（課長補佐兼務）、家庭相談員2名

### (4) 家庭児童相談の現況

#### ア 受付経路別件数

令和6年度

発見	児童委員からの通告	条第1項第3号によるもの	児童相談所から通告(法第26条の2第2項によるもの)	児童相談所から委嘱(法第18条の2第2項によるもの)	保健所から通告	警察関係から通告	告(指定都市を含む)	その他都道府県関係から通告	市町村から通告	学校から相談	家庭・親戚から相談	本人から相談	その他通告等	合計
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
0	0	3	0	0	0	0	1	2	0	8	0	4	18	

#### イ 内容別相談件数

令和6年度

性格・生活習慣	知能・言語	学校生活			非行	家族関係		環境福祉	障害	その他	合計
		人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他				
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
0	0	0	0	0	1	2	10	0	0	5	18

## 9 女性相談支援センター知多駐在室に関すること(所管区域：市町)

### (1) 女性支援事業

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)」に基づき、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に立った切れ目のない包括的な支援を行っている。

### (2) 職員

室長(センター長兼務)、室長補佐2名(次長、課長補佐兼務)、女性相談支援員2名

### (3) 女性相談の現況

#### ア 受付経路別相談件数

令和6年度

本人自身	警察関係	他の女性相談所	その他の関係機関	福祉事務所	縁故者・知人	その他	合計
件	件	件	件	件	件	件	件
44	0	0	4	2	0	0	50

#### イ 処理状況

令和6年度

女性保護施設入所	福祉事務所へ移送	女性相談センターへ移送	その他の関係機関へ移送	助言指導	家庭へ送還	その他	合計
件	件	件	件	件	件	件	件
0	0	0	0	50	0	0	50

#### ウ 年齢別状況

令和6年度

年齢	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	計
件数	0	0	13	13	10	10	3	1	50
延件数	0	0	20	15	24	10	3	1	73

#### エ 性別状況

令和6年度

性別	女	男	その他	計
件数	49	1	0	50
延件数	72	1	0	73

オ 相談主訴別状況

令和6年度

区分	人間関係																	
	夫等				子ども			親族			交際相手				家庭不和	その他の者の力	男女問題	その他
	暴力	薬物中毒	乱酒	離婚問題	その他	暴力	養育不能	その他	親の暴力	族の暴力	その他	の手(同居の交際相手)	の交際相手	の交際相手				
件数	38	0	3	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
延件数	46	0	5	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11

区分	住居問題	帰宅なし	経済関係				医療関係				不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条関係	人身取引	ストーカー	その他	合計
			生活貧困	借入金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他								
件数	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
延件数	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73

\* 電話相談件数 82件

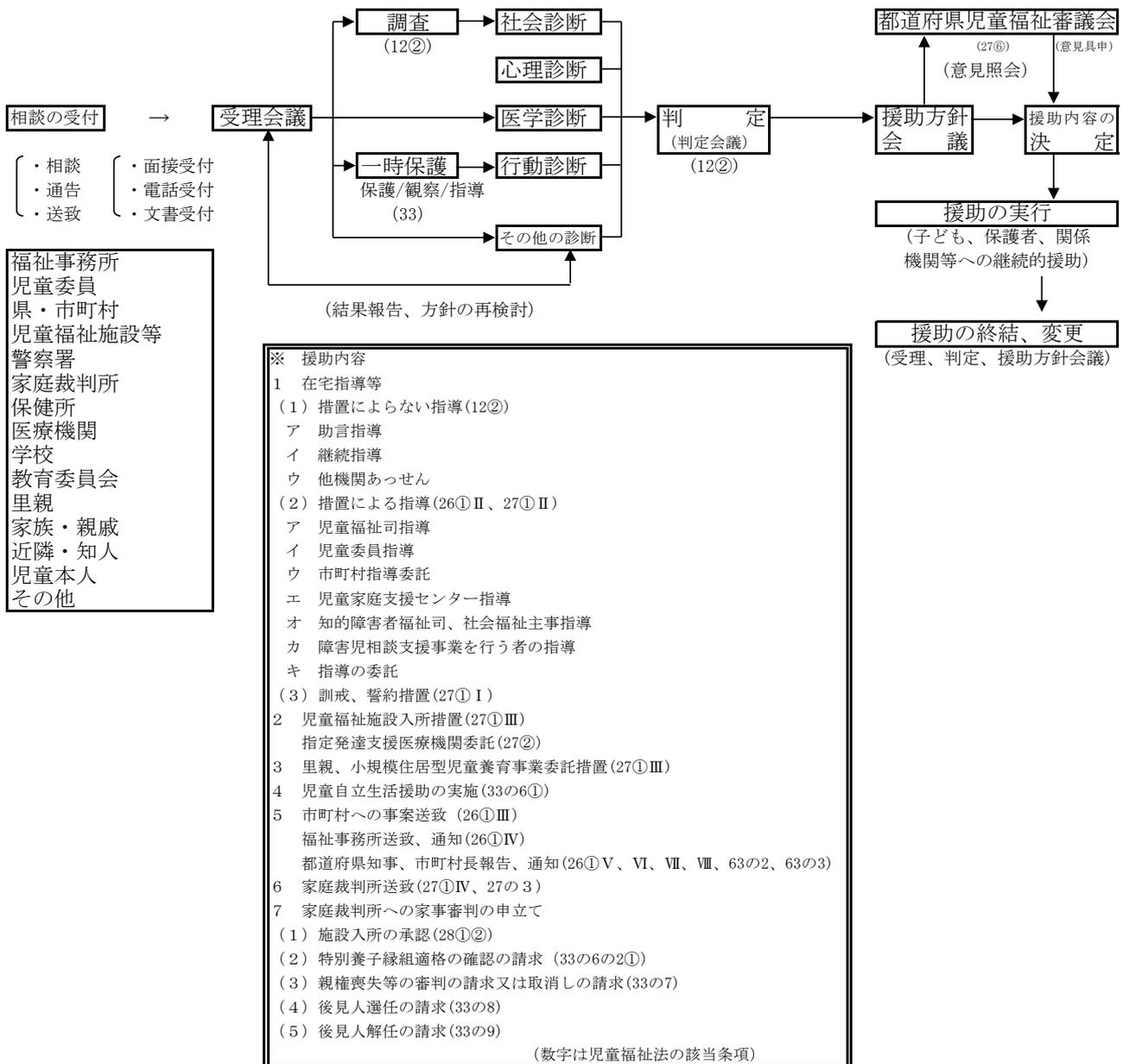
# 第3 児童育成課の事業

## 1 児童相談センターの業務

児童相談センターは、児童福祉法第12条に基づき設置された児童福祉行政の専門機関であり、業務は次のとおりである。

- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関する市町村の業務に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供などを行う。
- (2) 児童に関する家庭からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずる。
- (3) 児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、その改善について指導を行う。
- (4) 児童を児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託して、その福祉を図る。
- (5) 児童の一時保護が必要と認められる場合に、一時保護を行う。
- (6) 児童の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、親権喪失等の請求を行うことができる。また、必要があるときは、後見人の選任及び解任の請求を行う。
- (7) 里親に関する普及啓発、里親に対する相談援助、養子縁組に関する相談援助等を行う。

## 2 業務系統図



### 3 相談の状況

#### (1) 相談の分類

相談の種類は、次の16の種別に分類される。

養護相談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別などの心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健	3 保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談 ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、該当の種別として取り扱う
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む）
非行相談	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談 受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談 非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

(2) 年度別・区分別・地区別受付件数の推移

(単位:件)

区 分		令和6年度											計	大 分 類	
		半 田 市	常 滑 市	東 海 市	大 府 市	知 多 市	阿 久 比 町	東 浦 町	南 知 多 町	美 浜 町	武 豊 町	管 轄 外			
養 護	虐 待	156	87	119	77	121	45	42	7	15	68	8	745	1,169	
	その他	70	36	72	39	63	17	34	3	3	42	45	424		
保 健		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
肢 体 不 自 由		1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	4	障害 相 談	984
視 聴 覚 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
言 語 発 達 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
重 症 心 身		8	2	2	7	3	0	3	0	0	1	0	26		
知 的 障 害		163	103	163	140	89	50	89	17	28	55	1	898		
発 達 障 害 相 談		8	5	14	11	3	2	2	0	2	9	0	56		
ぐ 犯		3	4	3	1	3	2	0	0	1	2	2	21	非 行 相 談	52
触 法 行 為 等		7	4	1	3	8	1	1	0	1	3	2	31		
性 格 行 動		8	2	11	13	11	2	6	2	0	7	6	68	育 成 相 談	187
不 登 校		2	2	0	1	2	1	2	0	0	0	2	12		
適 性		6	2	7	1	8	0	4	0	2	12	2	44		
し つ け		14	10	10	2	5	1	3	2	7	9	0	63		
そ の 他		3	0	2	0	1	0	0	0	0	1	2	9	9	
合 計		450	257	404	297	318	121	186	31	59	209	70	2,402		

(3) 相談種別・処理別の状況

令和6年度(単位:件)

区	分	面接指導			児童福祉司指導	児童委員の指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・制約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設利用契約	その他	合計	未対応(年度未現在)
		助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	通所							
養護	虐待	604	32	3	5	0	0	40	0	0	11	0	0	7		0	0	702	92
	その他	357	19	18	0	0	0	1	0	0	10	0	0	5		0	18	428	21
保健		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	1	0
肢体不自由		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		3	0	4	0
視聴覚障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
言語発達障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
重症心身		22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		4	0	26	0
知的障害		895	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	895	15
発達障害		56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	56	0
ぐ犯		13	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	3
触法行為等		6	1	0	9	0	0	0	0	12	0	0	0	0	2	0	0	30	7
性格行動		59	4	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		0	0	70	0
不登校		12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	12	0
適性		41	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	42	2
しつけ		57	1	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		0	0	63	0
その他		8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	9	0
合計		2,132	60	36	14	0	0	42	0	12	22	0	0	12	2	7	18	2,357	140

(4) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況

令和6年度(単位:件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・監察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	2,889	126	0	0	874	72	11	0	30	0	0	593	324	2
(再掲)児童虐待	1,555	3	0	0	26	3	8	0	16	0	0	308	161	1
(再掲)非行	235	0	0	0	2	0	3	0	4	0	0	43	0	0
保護者	8,531	0	0	0	0	0	0	0	858	0	0	34	259	3
(再掲)児童虐待	4,899	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	19	128	0
(再掲)非行	482	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	16	0
その他	18,996	0	0	0	0	0	0	0	44	0	0	278	573	0
(再掲)児童虐待	11,139	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	132	245	0
(再掲)非行	781	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	11	5	0
計	30,416	126	0	0	874	72	11	0	932	0	0	905	1,156	5
(再掲)児童虐待	17,593	3	0	0	26	3	8	0	32	0	0	459	534	1
(再掲)非行	1,498	0	0	0	2	0	3	0	7	0	0	57	21	0

(5) - 1 養護相談

ア 原因別の状況 (令和6年度実績)

(単位：件)

原因		件数
養護相談 その他の相談	家出	7
	死亡	5
	離婚	2
	傷病 (入院含む)	21
	家庭環境	虐待 762
	その他	351
その他		42
合計		1,190

イ 養護相談の延対応件数等

(単位：件)

	虐待相談			虐待以外の相談		
	件数	延件数	平均対応件数	件数	延件数	平均対応件数
令和5年度	767	19,678	25.7	490	17,068	34.8
令和6年度	702	17,593	25.1	351	10,093	28.8

(5) - 2 虐待相談

ア 相談経路別対応件数

(単位：件)

区分	都道府県・ 指定都市	市町村	児童福祉施設・ 指定医療機関	認定こども園	警察等	家庭裁判所	医療機関	学校等
令和5年度	33	39	10	3	468	0	32	15
令和6年度	21	48	13	0	424	0	14	19

	里親	本人	家族	親戚	近隣・知人	その他	合計
1	1	15	61	15	69	6	767
2	1	5	80	20	56	0	702

## イ 虐待相談の主な虐待者（令和6年度実績）

（単位：件）

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
相談件数	312	44	326	2	18	702

## ウ 被虐待児の年齢と虐待内容（令和6年度実績）

（単位：件）

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
0～3歳未満	11	0	112	20	143
3～就学前	29	3	115	21	168
小学生	51	2	145	26	224
中学生	35	3	66	12	116
高校生・その他	11	2	31	7	51
合計	137	10	469	86	702

## エ 対応状況

（単位：件）

区分	助言指導	継続指導	他機関斡旋	福祉司指導	施設入所	里親委託	その他	合計
令和5年度	636	45	0	4	11	5	66	767
令和6年度	604	32	3	5	11	7	40	702

## オ 市町村別受付状況

（単位：件）

区分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町
令和5年度	142	65	171	87	137	34	42	9
令和6年度	156	87	119	77	121	45	42	7

美浜町	武豊町	その他	合計
15	59	17	778
15	68	8	745

## カ 児童福祉施設等への措置状況

(単位：人)

区分	乳 児 院 ※ 1	児 童 養 護 施 設 ※ 2	知 的 障 害 児 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設 ※ 3	肢 体 不 自 由 児 施 設	盲 児 ろ う あ 施 設	重 症 心 身 障 害 児 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設 ※ 4	フ ア ミ リ ー ホ ー ム ※ 5	里 親	指 定 療 養 機 関 支 援 関	合 計
令和5年度末措置人員	11	84	12	7	3	3	3	2	6	20	1	152
令和6年度末措置人員	6	70	11	5	1	3	1	0	4	20	1	122

※1 乳児院 保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する

※2 児童養護施設 保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する

※3 児童心理治療施設

心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う  
また併せて、そのこどもの家族への支援を行う

※4 児童自立支援施設

「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、規則の押し付けではなく、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を行う

※5 ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

里親等の養育者の住居において、複数の委託児童が養育者の家庭を構成する一員として相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援する

## キ 里親

(ア) 里親制度

親の病気や離婚、虐待等様々な事情により、家庭で生活できなくなった子どもたちを家庭的な雰囲気の中で養育する制度であり、児童・障害者相談センターでは、そのような里親を開拓し、養育を委託している。平成29年4月からは養子縁組を前提とした里親と養育里親の両方の要件として一定の研修を修めるよう児童福祉法が改正された。

本県では、里親制度の普及と里子委託の推進のため、里親同士の交流を図る里親交流促進（里親サロン）事業、里親をサポートする養育支援（ヘルパー派遣）事業や里親会の育成を図り、里親委託可能な児童については、積極的に委託を推進するよう取り組んでいる。

(イ) 里親の種類

- a 養育里親 … 家庭に戻れるまで、または18歳（場合によっては20歳）まで養育
- b 専門里親 … 虐待等により心に傷を受けた子どもや障害のある子ども等を専門的な知識等を用いて養育
- c 養子縁組里親 … 将来、養子縁組を前提とした子どもの養育
- d 親族里親 … 子どもの三親等内の親族が養育

(ウ) 里親登録及び委託状況

	里親登録数 (A)	受託里親数 (B)	受託児童数	委託率(B/A)
令和5年度	85	17	20	20.0
令和6年度	90	24	31	26.7

(6) 非行相談

ア ぐ犯の内容別件数 (令和6年度実績)

\*複数回答 (単位: 件)

区分	不純異性交遊	家出・外泊	校則違反・授業妨害・校内暴力	窃盗・万引き	就労しない	喫煙・飲酒	怠学	不良交友
男	0	2	0	3	0	1	0	0
女	3	8	0	2	0	1	0	4
計	3	10	0	5	0	2	0	4

家庭内暴力	強制わいせつ・強制性交	金銭持ち出し	暴行・傷害	その他	計
0	1	5	1	0	13
0	0	0	0	0	18
0	1	5	1	0	31

イ 触法の内容別件数 (令和6年度実績)

\*複数回答 (単位: 件)

区分	窃盗				暴行・傷害	器物損壊	強制わいせつ・強制性交	詐欺	放火	その他	計
	万引き	自転車バイク窃盗	車上荒らし等	その他							
男	4	3	0	0	6	6	1	0	0	5	25
女	4	4	0	0	1	0	0	0	0	2	11
計	8	7	0	0	7	6	1	0	0	7	36

(7) 障害相談

ア 知的障害相談の内容別件数 (令和6年度実績)

(単位: 件)

療育手帳	特別児童扶養手当	施設入所	就園・就学・就職	一般療育	利用契約	その他	計
770	122	0	2	1	0	0	895

イ 療育手帳台帳管理件数 (令和6年度実績)

(単位: 件)

A判定	B判定	C判定	計
563	365	968	1,896

令和7年度 愛知県知多福祉相談センター事業概要  
令和7年9月発行

発行所 愛知県知多福祉相談センター

〒475-0902 半田市宮路町1-1

地域福祉課

電話 0569-31-0121

ファックス 0569-31-0131

児童育成課

電話 0569-22-3939

ファックス 0569-22-3949

電子メール(地域福祉課・児童育成課共通)

chita-fukushi@pref.aichi.lg.jp